今すぐ透かしを削除する

平成２９年(ワ)第４９５２号　損害賠償請求事件

原告　**A夫、A妻、A娘**

被告　藤井将登

被告準備書面(6)

平成３０年１１月１６日

横浜地方裁判所第７民事部ろ係　御中

被告訴訟代理人　弁護士　**B**

pdfelement

1　原告らの主張する「煙」は通常人には分からないものであること

本日午前１０時３０分からの口頭弁論期日において、原告ら訴訟代理人（山田義雄弁護士）は、被告訴訟代理人から「原告の主張する煙ないし臭いは、今でも、朝から深夜まで及んでいる状況に変わりはないのか。」という質問に対し、「実際はどうか、分からない。**A夫**には分からないし、原告ら訴訟代理人にも分からない。」「しかし、**原告A妻および原告A娘**は、今でも変わらないと言っている。」と答えた（乙７）。

つまり、原告らの主張によれば、**原告A妻および原告A娘**が感じている「煙」ないし「臭い」は、通常人には分からない、ただ、**原告A妻および原告A娘**だけが、感じ取れるものなのである。

2　原告らの主張する「煙」は被告の喫煙したタバコの副流煙ではないこと

その「煙」は、原告らの主張によれば、「被告の不在時」でも、四六時中、原告宅に入り込んでくる、というものである（原告準備書面(3)１６頁）。

今すぐ透かしを削除する

そして、その「煙」は、被告が完全に禁煙していた平成２８年９月６日から同月２２日までの間にも、変わらず、依然として、原告宅に入り込んできた、というものである（原告準備書面(1)６頁）。

こうして、「被告の不在時」でも、「被告が完全に禁煙していた期間」でも、変わらず、原告宅に入り込んでくる「煙」は、被告の喫煙したタバコの副流煙では、あり得ない。

そうすると、**原告Ａ妻および原告Ａ娘**　が感じ取っているもの（通常人には分からないもの）は、被告の喫煙したタバコの副流煙ではない、別の何かである、といわざるを得ない。

3　原告らには、被告がいつ喫煙しているのかも分からないこと

もし仮に、**原告Ａ妻および原告Ａ娘**　が感じ取っているものが、被告の喫煙したタバコの副流煙であるとしたら、同原告らは、原告宅にいながらにして、被告が、被告宅でいつタバコを吸っているのか、分かることになる。しかし、そのようなことは、不可能である。

そして、平成２８年９月６日、実験のために、被告が、被告宅で喫煙したときも、**原告Ａ妻**　は、原告宅において、そのタバコの臭いを確認することはできなかったものである。

したがって、**原告Ａ妻および原告Ａ娘**　は、原告宅で、四六時中、何かを感じ取っているのが事実だとしても、その何かを感じ取ったとき、被告が喫煙しているかどうか（さらには、被告が在宅しているかどうか）も分からないから、その何かによる被害が、受動喫煙によるものであるということはできない。

4　本件は、一般的に受動喫煙が問題となる場面とは全く違うこと

ふつう、受動喫煙が問題となるときには、被害を主張する者は、自らがいつ、どの程度、受動喫煙にさらされたのか、明確に認識している。

例えば、職場での受動喫煙が問題となる場面では、「まさに、目の前で、タバコがすわれている。」ものである。また、隣人のベランダでの喫煙が問題と

pdfelement

今すぐ透かしを削除する

なる場面でも、被害者は「いま、隣のベランダでタバコをすっている。」ことが分かっている。

この点が、本件訴訟について、一般的に、受動喫煙が問題となる場面とは、全く違うところである。本件では、原告らは、被告がいつ家にいて、タバコを吸っているのかも分からないまま、被告が不在時でも、四六時中、原告宅に入り込んでくるという「煙」（それが「煙」であるかどうかも、分からない。）を、全て、被告の喫煙したタバコの副流煙であると決めつけているに過ぎない。

5　原告らについて、受動喫煙症であるとする診断には根拠がないこと

原告A夫の診断書（甲１）によれば、「タバコの煙をかぐたびに、上記の症状が出る。」とされている。

原告A妻の診断書（甲２）によれば、「煙を感じるたびに喉に…ひりひりする感じが出始めた」とされている。

原告A娘の診断書（甲３）によれば、「タバコ煙に接するたびに…咽頭炎、呼吸困難を感じていた。」とされている。

しかし、実際には、原告らについて、上記の症状が出たとき、被告がタバコを吸っていたかどうかも分からないし、そもそも、被告が在宅していたかどうかすら分からないのであるから、「タバコの煙をかぐたびに」「煙を感じるたびに」「タバコ煙に接するたびに」というのは、全て思い込みである。

そして、医師の診断は、その症状が出たとき、原告らがタバコの煙に接していたかどうか、を判断することはできないから、上記の主訴そのものが事実ではなかったときは、医師の診断の根拠は失われるものである。

以　上

pdfelement